

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社CHCP-HN
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八重洲二丁目5番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目5番12号
【電話番号】	03-3511-3901
【事務連絡者氏名】	代表取締役 国沢 勉
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社CHCP-HN (東京都中央区八重洲二丁目5番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社CHCP-HNをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社N・フィールドをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続き及び基準は、米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその

他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注13) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社N・フィールド

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

2014年2月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年4月1日から2022年3月31日まで）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付の概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として2020年12月24日に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てを株式会社CHCPホームナーシング（以下「CHCPホームナーシング」といいます。）が所有しております。CHCPホームナーシングは、ユニゾン・キャピタル株式会社（以下「ユニゾン・キャピタル」といいます。）が運用及び助言を行うユニゾン・キャピタル5号投資事業有限責任組合（以下「ユニゾン5号組合」といいます。）及びUnison Capital Partners V(J), L.P.（以下「Unison V ファンド」といい、ユニゾン5号組合と総称して「ユニゾン5号ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有している株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを目的に2020年12月17日に設立されました。ユニゾン・キャピタルは、1998年の創業以来、ユニゾン5号ファンドを含む5つのファンドの運用及び助言を行ってまいりました（以下、ユニゾン・キャピタル及びユニゾン・キャピタルが投資及び助言を行うファンドを総称して「ユニゾン」といいます。）。国内においては、合計35社、企業価値ベース累計で合計約8,300億円に上る投資を実行した実績があります。ユニゾンは、ヘルスケア領域への投資に注力しており、直近5件の投資のうち3件はヘルスケア領域に関するものです。ユニゾン・キャピタルが運用及び助言を行うユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びUnison Capital Partners IV(F), L.P.（以下、ユニゾン・キャピタル4号投資事業有限責任組合及びUnison Capital Partners IV(F), L.P.を総称して「ユニゾン4号ファンド」といいます。）では、2019年12月17日に、中枢神経領域に特化した製薬企業である共和薬品工業株式会社への投資を、2020年1月31日には、1946年の開院以来横浜市鶴見区で地域医療を支える医療法人 平和会 平和病院への経営支援を実行しております。ユニゾン5号ファンドでは、2020年9月30日に、埼玉県北部医療圏における地域医療の担い手として重要な役割を果たす社会医療法人熊谷総合病院への経営支援を実行しております。ユニゾン・キャピタルは、2017年5月、株式会社地域ヘルスケア連携基盤（以下「CHCP」といいます。）を、ユニゾン・キャピタルの子会社として設立いたしました。CHCPIは、医療従事者やヘルスケア事業の専門家を擁し、分散している医療・看護・介護・薬局等の事業者を集約及び連携を推進し、規模の経済の追求とオペレーションの高度化を通じて、持続可能なヘルスケアプラットフォームの構築を目指しております。現在ユニゾン及びCHCPは、投資先の株式会社CHCPホスピタルパートナーズ、株式会社CHCP-HP及び株式会社CHCPファーマシー（以下、株式会社CHCPホスピタルパートナーズ、株式会社CHCP-HP及び株式会社CHCPファーマシーの3社を総称して「投資先」といい、CHCPとあわせて「CHCPグループ」といいます。）を通じて前述の医療法人 平和会 平和病院及び社会医療法人熊谷総合病院を含めた医療機関や調剤薬局等の経営支援を行っております。一方、直近におけるヘルスケア領域以外の投資事例では、ユニゾン4号ファンドより、2019年7月16日に、総合的なアウトソーシングサービスを提供するシダックス株式会社への投資を、ユニゾン5号ファンドより、2020年12月15日には、パン・製菓関連ブランドの企画・製造・販売を一貫して手掛ける株式会社オールハーツ・カンパニーへの投資を実行しております。なお、公開買付者及びユニゾンは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権数の3分の2以上となるように買付予定数の下限を8,617,000株（所有割合（注）にして66.67%）に設定しております。これは、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としており、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「株式併合」に記載の完全子会社化のために必要な株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者単独で当該要件を満たすことができるように設定したものです。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（8,617,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、対象者株式の全てを取得することにより、対象者を完全子

会社化することを企図しているため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,617,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者を完全子会社とするため、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続きを実施することを予定しております。

(注) 「所有割合」とは、対象者が2021年2月5日に公表した「2020年12月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者2020年12月期決算短信」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の発行済株式総数（13,210,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（324,566株）を控除し、対象者が2020年3月25日に提出した第17期有価証券報告書（以下「対象者第17期有価証券報告書」といいます。）に2019年12月31日現在の数として記載され、また、対象者2020年12月期決算短信に記載された2020年12月31日現在の発行済株式総数（13,210,000株）が、対象者第17期有価証券報告書に記載された2019年12月31日現在の発行済株式総数（13,210,000株）と相違ないことから、2020年12月31日現在においても行使されていないと考えられ、その数に変更のない本新株予約権（40個。対象者によれば、2021年1月1日から2021年2月4日まで、本新株予約権は行使されていないとのことです。）の目的となる対象者株式の数（合計40,000株）を加えた株式数（12,925,434株）（以下「対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数」といいます。）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）。以下同じです。

対象者が2021年2月5日付で公表した「株式会社CHCP-HNによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の取締役会において、公開買付者による対象者株式及び本新株予約権に対する本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権の所有者（以下「新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。詳細については、下記「(5)本公開買付けの公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者は、看護師であった創業者が「地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献する」という理念の下、2003年2月に株式会社N・フィールドとして大阪市にて設立され、2013年8月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2015年4月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

対象者は、「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」を経営理念とし、「精神保健分野におけるプロ集団として、全ての人が寄り添い・共に支え合う地域社会を実現する。」ことを目標としております。

このような経営理念、目標のもとで介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注1）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、(a)訪問看護（注2）を主とし、(b)賃貸事業（住宅支援）及び(c)相談支援事業（計画相談）を行っております。

(注1) 精神疾患：外因性或いは内因性のストレス等による脳（脳細胞或いは「心」）の機能的・器質的な障害をいいます。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もあります。

(注2) 訪問看護：国家資格免許を持った看護師もしくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なります。

対象者の各事業の内容については、以下のとおりです。

(a) 訪問看護

訪問看護とは、精神疾患等の疾病を抱えながら生活している方で本人が希望し、主治医が訪問看護を必要と認め、主治医から指示書が処方された人に対して、国家資格免許もしくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師及び保健師等が在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う行為であり、いかにその人らしい生活、人生を送れるかということをサポートしていくものです。対象者は、サポートを行うことにより、訪問看護料を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されております。

(b) 賃貸事業（住宅支援）

賃貸事業とは、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、対象者の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスです。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、対象者が入居者のために住居検索を行い、借主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、その上で入居者に対して対象者が貸主となって賃貸借契約を結びサブリース形式となっており、入居後も対象者が相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

(c) 相談支援事業（計画相談）

計画相談とは、障害者総合支援法に基づく福祉サービスです。地域で暮らす障害者が自立した日常生活、社会生活を営めるよう自宅を訪問してヒアリングし、保健、医療、福祉、就労支援等の社会資源が総合的、効率的に提供されるようコーディネートいたします。計画相談支援を実施できるのは、5年以上の実務経験を基に定められた研修を修了した、相談支援専門員という有資格者に限られております。ヒアリングからコーディネーターまで一連の手続きと、定期的な振り返りの面談に対して計画相談給付費が得られ、全額が国民健康保険団体連合会から支給されるため、利用者の自己負担はありません。

対象者の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後もしくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物等といった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図る等のサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（注3）（ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所（出張所含む）（注4）を設け、2020年12月31日現在、200事業所及び17営業所（出張所含む）の運営を行っております。

（注3） 訪問看護ステーション：訪問看護を行う事業所であり、事業を行うためには訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく訪問看護の場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく訪問看護の場合は地方厚生（支）局長の指定を受けております。精神疾患を持つ方に対する訪問看護は、精神科を標榜する医療機関及び「訪問看護ステーション」から提供されます。精神科を標榜する医療機関のうち、精神科病院においては、1982年に老人保健の施設として「老人訪問介護ステーション」という名称で創始されましたが、1992年から医療保険の指定訪問看護の一環として精神疾患患者への指定訪問看護を実施するようになりました。全国訪問看護事業協会の調査で、2020年4月1日時点の事業所及び営業所の数（実稼働数）は11,931拠点となっております。

（注4） 営業所（出張所含む）：本体の訪問看護ステーションと同一都道府県にあり、利用者宅が散在していたり、交通が不便で移動に多くの時間を費やし、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所の一体的運営のもとに営業所（出張所含む）の設置が認められております。本体の事業所と営業所（出張所含む）を含めて常勤換算で2.5人以上の員数が必要となります。一般的に「サテライト」と称します。

対象者は、日本国内における団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上（出所：厚生労働省「地域における医療及び介護の総合的な確保について（参考資料）」）となるいわゆる「2025年問題」を迎えるにあたり、精神科訪問看護サービスにおけるこれまでの企業運営方法や職場環境を見直し、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指し、2019年2月に中期経営計画「NEXT FIELD 2025」を策定し、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでおります。

(a) 収益性の向上

対象者は、2013年8月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、利用者の継続的な増加により増収を続けてまいりましたが、一方で営業利益は、2017年12月期は563百万円、2018年12月期は523百万円、2019年12月期は478百万円と2事業年度連続で減益、営業利益率は東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されて以降、2016年12月期は8.0%、2017年12月期は7.0%、2018年12月期は5.6%、2019年12月期は4.6%と低下し続けており、収益性の改善が最重要課題であると認識しております。

対象者は、訪問を行う看護師等の定着率の向上が、経験や技能の向上による訪問件数増加及び採用費用の抑制を通じて収益性の向上に繋がると考えております。この考えに基づき2019年12月期は看護師等の定着を優先して取組み、その結果、課題であった一般看護師の平均在籍年数は、2017年12月期の1.6年に対し、2020年12月期は2.4年と社内教育や福利厚生 の充実により確実な伸長を見せております。一方で対象者の主要業績指標である看護師一人当たりの月間訪問件数（以下「稼働」といいます。）は、2018年12月期は88件、2019年12月期は87件と、2018年12月期に対し1.1%悪化したしましたが、2020年12月期につきましては、社内教育の効果等もあり90件と、2019年12月期に対し3.4%増加し、稼働の改善が見られました。引き続き、看護師等の負荷に配慮しつつ稼働の改善を図り、収益性の向上に取り組んでまいります。

また、看護師の採用費用につきましても、従来、看護師の充足が急務な拠点がある場合には、紹介エージェント企業に対して通常の人材紹介手数料に加えて割増しの紹介手数料を支払うことで看護師を採用してまいりましたが、看護師等の定着率が向上したため、人材紹介手数料の割増分の支払いを抑制することができ、2019年12月期において2018年12月期対比で42.2%の削減を達成いたしました。今後も、看護師等の定着率の向上に向けた努力を継続するとともに、従業員紹介や直接採用の比率の増加にも努め、人材紹介手数料の抑制を通じた採用費用の削減を図ってまいります。

(b) 医療サービスの拡充

対象者は、精神科に特化した訪問看護を主たる事業として運営しておりますが、サービスを提供する対象である利用者の数には地域差があります。全国的な更なる利用者数の拡大のためには、精神科在宅医療に係る周辺領域の事業を取り込むことも課題と認識しております。

2019年12月期においては岡山県と福岡県より、また、2020年12月期においては沖縄県から、居住支援法人の指定を受けたことで、対象者の住宅支援サービスに対する認知度及び信頼感の向上が見込めるため、居住確保要配慮者を対象とした住宅支援の更なる向上を図ってまいります。更に、2020年12月期においては、生活に必要な動作や社会に適應するための機能回復を指導する作業療法を精神療法に加えることで、利用者の状態の安定化と治療の継続に一定の効果が期待できることを踏まえ、看護師と同様に単独での診療報酬が得られる作業療法士の増員を行い、訪問件数の増加を図るとともに、更なるサービスの拡充に取り組ましました。引き続き、多職種連携の強化を図り、より質の高いサービスの提供に努めてまいります。

(c) アライアンスの強化

2019年6月にTMS（経頭蓋磁気刺激）治療が保険診療化される等、精神医療を取り巻く環境は変化し続けております。対象者は、環境の変化に対応すべく、外部の関係機関とのアライアンスを強化し、次世代の在宅医療サービスを構築することが課題だと認識しております。

また、その一環として、2019年12月期には相談支援事業を立ち上げており、今後は相談支援事業を利用者・医療機関・行政機関・福祉サービス提供機関の新たな窓口として、地域でのネットワークを強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、医療に留まらず福祉面でも各関係機関との連携強化が進んでおります。これまでに築いたネットワークを活用することで、更なる機会を模索し、今後も外部関係機関とのアライアンスを強化してまいります。

対象者は、2020年3月下旬に金融機関から、短期的な業績変動に左右されることなく、長期的な視点を持って上記の課題を解決し、持続的な企業価値向上を実現するためには、単独での事業運営、取組みだけではなく、株式上場の意義の見直しも含めた外部のパートナーとの提携も有用であるとの提案を受けたとのことです。当該提案を契機として、本格的な検討開始の必要性を認識したため、2020年5月下旬から2020年6月上旬にかけて、対象者から金融機関に対して提携候補先についての情報提供を依頼したとのことです。その後、2020年6月下旬に、複数の金融機関と提携候補先の選定方針等について協議を行ううちに、対象者が属するヘルスケア領域における豊富な投資実績と蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用した支援の実績に鑑み、ユニゾンが提携候補先として最適であると考え、2020年8月中旬に金融機関を通じてユニゾンの紹介を受けたとのことです。

一方、ユニゾンは、ヘルスケア領域への投資に注力しております。ユニゾン・キャピタルは、ヘルスケア領域への投資に加え、2017年5月にCHCPを設立いたしました。CHCPIは、分散している医療・看護・介護・薬局等を集約し、規模の経済の追求とオペレーションの高度化を通じて、地域医療の担い手の連携を推進し、持続可能なヘルスケアプラットフォームの構築を目指しております。現在CHCPIは、投資先を通じて医療機関や調剤薬局等の経営支援を行っております。CHCPIは、投資先を通じて、地域に偏在している医療リソースを再配分することで、患者にとって最適かつ質の高い医療が効率的に行われることを目指しております。

CHCPは、2017年9月より調剤薬局への投資と経営支援を皮切りに、2019年7月から病院への経営支援を開始いたしました。現在、グループ調剤薬局は111店舗、グループ病院は3病院に拡大しており、今後300店舗規模の調剤薬局グループと30病院規模の病院グループを目指しております。地域における急性期病床から後方病床、そして自宅や施設での在宅医療まで連携させるべく、病院と調剤薬局への投資に加え、在宅医療への投資と経営支援をCHCP設立時より検討してまいりました。

対象者によれば、対象者は精神科に特化した訪問看護の会社として全国展開しており、在宅医療を支える訪問看護におけるリーディング・カンパニーであると考えられるため、ユニゾンは、CHCPが目指す地域医療連携に対象者の培ってきた全国におけるプレゼンスと質の高いサービスを組み合わせることで、地域における質の高い医療を全国に展開できるのではないかと2020年1月から仮説を持ってまいりました。

ユニゾンは、当該仮説に基づき、対象者の事業を更に分析検討している中、2020年8月中旬に金融機関を通じて対象者との面談の機会を得ることができ、ユニゾン及びCHCPグループの紹介や対象者の事業に関するディスカッションを行いました。ユニゾンは、当該面談を通じて、対象者においても、成長のための提携候補先を模索していたことを認識し、ユニゾン及びCHCPのヘルスケア分野の取組み事例の紹介、また対象者の事業内容や事業戦略の理解を深め、CHCPグループとの事業面の連携の可能性等を協議し、相互の理解を深めました。

ユニゾン及びCHCPIは検討を進める中で、2020年10月中旬に、ユニゾン及びCHCPがヘルスケア領域において蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用した支援の提供及びCHCPグループのヘルスケアプラットフォームとのシナジーの追求を通じて対象者の精神科領域における更なる医療サービスの拡充を推進していくことが可能であるとの考えに至りました。具体的には、CHCPグループによる急性期病院、後方病院、薬局への支援に加え、訪問看護という在宅医療をグループに迎えることで、地域における最適かつ効率的な治療提供体制を構築できると考えております。

その後、2020年10月下旬に、ユニゾンは、対象者に対して、ユニゾンによる対象者株式の公開買付けを通じた取得による対象者の非公開化を前提とする初期的な提案（以下「本初期的提案」といいます。）を行いました。本初期的提案において、ユニゾン及びCHCPIは、対象者の既存戦略の強化と訪問看護プラットフォームへの進化を支援し、在宅医療を必要とする方のQOLの向上と対象者の従業員の方の働く環境の充実を共に目指すことを提案しております。

まず、ユニゾン及びCHCPIは、対象者の理念と目標に深く共感し、ユニゾン及びCHCPが病院や調剤薬局への投資及び支援を通して蓄積してきた知見とネットワークを活かし、対象者の医療の質の向上と事業の成長を支援したいと考えております。特にCHCPIは、訪問看護を含めた医療機関の経営に精通したメンバーで構成され、医療従事者も参画しております。ユニゾン及びCHCPは患者の医療ニーズが増加していく精神科領域において、対象者の従業員が働きやすい環境をより一層整備することで、対象者が看護師等の採用と定着を強化し、全国の精神疾患を持つ方に対していち早く医療を届けることができるよう支援いたします。

また、高齢化に伴い、精神疾患を持つ方の合併症の増加や認知症を患う方の増加が見込まれております。ユニゾン及びCHCPIは、この潜在的な需要に対し、精神科訪問看護と一般訪問看護を統合的に展開する必要があると考えております。CHCPホームナースィングを母体とし、対象者とCHCPグループ及び一般訪問看護事業者の連携を促進することで、在宅医療を必要とする方に対し、必要な医療を適切に提供できる訪問看護プラットフォームを築いていきたいと考えております。そして、訪問看護プラットフォームの構築を通じて、対象者の従業員の方が様々な場所で活躍できるような環境作りを目指したいと考えております。

ユニゾン及びCHCPIは、対象者株式を非公開化することにより、事業成長と医療の質を両立する長期的な成長を見据え、機動的な経営体制を構築することで、企業価値の向上に資するとの提案を行っております。

当該提案を受け、対象者において検討を行い、2020年11月中旬に対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした具体的な検討を開始することを決定したとのことです。

対象者からの検討開始の了承を受けたことから、ユニゾン及びCHCPは本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2020年11月下旬から2021年1月中旬まで実施するとともに、並行して対象者との間で、本取引の諸条件について協議を行いました。

その後、公開買付者、ユニゾン及びCHCPはデュー・ディリジェンスの結果や対象者株式の東京証券取引所市場第一部における初回提案日の前営業日である2021年1月15日を算定基準日として、基準日の終値、対象者株式の過去1ヶ月間の終値単純平均値、過去3ヶ月間の終値単純平均値及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に加え、2017年以降に実施された非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（38%程度～63%程度）、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2021年1月18日に対象者に対し、対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を920円とする旨の提案を行いました。当該提示価格は、初回提案日の前営業日である2021年1月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値816円に対して12.75%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円（小数点以下を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して9.52%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値792円に対して16.16%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値704円に対して30.68%のプレミアムであり、2017年以降に実施された非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（38%程度～63%程度）を下回るものの、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値704円に対して30.68%と相応のプレミアムが付与されており、一定の応募を見通せると判断したため、当該価格で提示することにいたしました。なお、当該提示価格は、対象者との間の交渉による上乗せを見込んだものではございません。かかる提案を受けて、対象者は、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）及び株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）から受けた対象者株式の株式価値算定に係る試算結果の報告内容及び本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の意見を踏まえた上で、2021年1月22日に、直近の対象者株式の株価動向や2021年1月下旬に業績の上方修正を予定している状況に鑑み価格水準を検討した結果、妥当な価格に達していないと考えたことから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは対象者から本公開買付価格の再検討の要請を受けました。その後、本公開買付価格の再検討を行い、2021年1月25日に対象者に対し、本公開買付価格を1,000円とする提案を行いました。2021年1月27日に対象者から、直近の対象者株式の株価動向及び非公開化を前提とした同種の公開買付けの他社事例におけるプレミアム水準等を勘案した結果、依然妥当な価格に達していないと考えられることを理由に、再度本公開買付価格の引き上げの要請を受け、2021年2月1日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,100円とする提案を行いました。しかしながら、当該価格について、依然プレミアム水準が不十分であるという理由から、同日、再度対象者から本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、2021年2月2日、対象者に対して、本公開買付価格を1,200円とする最終提案を実施しました。その後、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年2月3日に、対象者から、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提のもと、本公開買付価格を1,200円とする旨の提案を承諾する旨の回答を受領いたしました。

更に、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、本新株予約権についても本公開買付けの応募の対象とすべく、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権価格」といいます。）についても検討いたしました。本新株予約権は、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、本新株予約権については、権利行使時において対象者又はその関係会社の取締役もしくは執行役員の地位にある場合又は任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると対象者の取締役会が認めた場合に限り行使できることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができずと解されることから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年1月18日に本新株予約権価格を1個につき、1円としたい旨の提案を行いました。なお、本新株予約権価格の提案に対しては対象者から特段再検討の要請等は行われておりません。

かかる協議及び交渉を重ねた上で、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年2月5日に本公開買付価格を1,200円及び本新株予約権価格を1円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、収益性の改善が最重要課題であるとの認識の下、訪問を行う看護師等の定着率の向上が、経験や技能の向上による訪問件数増加及び採用費用の抑制を通じて収益性の向上に繋がると考える一方で、短期的な業績変動に左右されることなく、精神科領域における更なる医療サービスを拡充し、長期的な視点を持って持続的な企業価値向上を実現するためには、単独での事業運営、取組みだけではなく、株式上場の意義の見直しも含めた外部のパートナーとの提携が有用であると認識していたとのことです。

外部の提携候補先の検討を進めていく中で、ユニゾン及びCHCPは、ヘルスケア領域における豊富な投資実績と蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用した支援の実績を有することから、対象者は、2020年8月中旬に金融機関を通じてユニゾンと接触し、ユニゾンとの面談を通じて、ユニゾン及びCHCPグループの紹介を受け、事業に関するディスカッションを行ったとのことです。その面談を通じて、相互の事業面の連携の可能性等を協議していく中で相互の理解を深め、2020年10月下旬に、ユニゾンより対象者に対して、本初期的提案を受けたとのことです。

ユニゾン及びCHCPは、当該提案において、対象者の既存戦略の強化と訪問看護プラットフォームへの進化を支援し、在宅医療を必要とする方のQOLの向上と対象者の従業員の働く環境の充実を共に目指すことを提案しており、対象者は、その内容を検討した結果、ユニゾン及びCHCPグループがヘルスケア領域において蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用することにより、看護師等の人材確保及びより質の高い訪問看護サービスの提供ができる人材育成に加え、CHCPグループを介した医療分野への進出による精神科領域における医療サービスの拡充、またCHCPグループが運営する病院との連携及び今後CHCPグループが参入を予定している一般訪問看護事業との連携が期待できることから、対象者の事業課題の解決や企業価値向上に資するものと考え、2020年11月中旬、対象者はユニゾン及びCHCPとの協議を開始することとしたとのことです。

本初期的提案を受けて、対象者は、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保することを目的として、2020年12月3日に、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券を、2021年1月15日に対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてブルータスを選任するとともに、2020年12月3日に、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任したとのことです。

また、本特別委員会（特別委員会の委員の構成等具体的な内容については、下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）を設置したとのことです。

対象者は、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向等を踏まえ、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SMB C日興証券、ブルータス及び北浜法律事務所との間で複数回に亘る協議を重ねた上で本取引の妥当性について検討してきたとのことです。

対象者は、2021年1月18日に公開買付者、ユニゾン及びCHCPから本公開買付価格を920円、本新株予約権価格を1円とする旨の最初の提案を受領して以降、公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの間で、本公開買付価格を含む取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。かかる提案を受けて、対象者は、SMB C日興証券及びブルータスから受けた対象者株式の株式価値算定に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、2021年1月22日に、直近の対象者株式の株価動向や2021年1月下旬に業績の上方修正を予定している状況に鑑み価格水準を検討した結果、妥当な価格に達していないと考えられることから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの間において、本取引の諸条件について協議及び交渉を重ね、2021年1月25日に、本公開買付価格を1株当たり1,000円とする旨の提案を受けましたが、2021年1月27日、直近の対象者株式の株価動向及び非公開化を前提とした同種の公開買付けの他社事例におけるプレミアム水準等を勘案した結果、依然妥当な価格に達していないと考えられることから、再度対象者から公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格の再検討を要請し、2021年2月1日、本公開買付価格を1,100円とする提案を受けたとのことです。しかしながら、当該価格について、依然プレミアム水準が不十分であるという結論に至ったことから、同日、再度対象者から公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格の再検討を要請し、2021年2月2日、本公開買付価格を1,200円とする最終提案を受けたとのことです。その後、対象者は、2021年2月3日に、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提のもと、公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格を1,200円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行ったとのことです。

なお、本新株予約権は、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、本新株予約権については、権利行使時において対象者又はその関係会社の取締役もしくは執行役員の地位にある場合又は任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると対象者の取締役会が認めた場合に限り行使できることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得した

としても、これを行行使することができないと解されることから、対象者は公開買付者、ユニゾン及びCHCPより、2021年1月18日に本新株予約権価格を1個につき、1円としたい旨の提案を受けたとのことです。なお、本新株予約権価格の提案に対し対象者から特段再検討の要請等は行っていないとのことです。

当該提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、2021年2月4日付でS M B C日興証券から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（S M B C日興証券）」といいます。）、同日付でブルータスから取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ブルータス）」といいます。）及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容も踏まえて慎重に検討を行ったとのことです。

また、対象者は、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本取引に関する諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2021年2月4日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるS M B C日興証券から取得した本株式価値算定書（S M B C日興証券）、第三者算定機関であるブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者が属する看護、医療関連業界においては、高齢化の進展を背景に市場規模が拡大している一方で、看護師等の人材確保やそれに伴う人件費の増加に対応するためには、診療報酬改定に伴う加算取得やデジタル化の推進による業務効率化等を実施することに加え、業績が診療報酬改定に左右されにくいビジネスモデルの構築が重要であると認識していたとのことです。対象者の経営課題を解決する方策の一つとして、外部のノウハウやプラットフォームの活用も視野に入れる中で、ユニゾンが運営するCHCPグループの傘下に入ることで、ユニゾン及びCHCPグループがヘルスケア領域において蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用することにより、看護師等の人材確保及びより質の高い訪問看護サービスの提供ができる人材の育成、CHCPグループの支援先病院との連携による医療分野への進出、並びに資金調達力や財務基盤の強化を図ることが期待でき、今後の対象者の発展及び企業価値の更なる向上が可能になるとの結論に至ったとのことです。なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場から資金調達を行うことができなくなりますが、対象者の現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、当面は、資本市場からの資金調達の必要性は薄いと考えているとのことです。また、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を積極的に見出しにくい状況であり、本取引による対象者株式の非公開化を行うことにより、2021年2月上旬、成長事業へ経営資源の集中を図ることが可能になると考えるに至ったとのことです。

一方、本公開買付価格は、後述の本公開買付け実施についての公表日の前営業日（2021年2月4日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値単純平均値に対するプレミアム率に記載のとおり、市場株価から見れば43.37%と相応なプレミアムが付されていると評価でき、また、(a)下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」で述べるS M B C日興証券及びブルータスによるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ（S M B C日興証券：642円～1,241円、ブルータス：863円～1,287円）の範囲内であること、(b)本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2021年2月4日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値830円に対して44.58%、同日までの過去1ヶ月間（2021年1月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値837円に対して43.37%、同日までの過去3ヶ月間（2020年11月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値823円に対して45.81%、同日までの過去6ヶ月間（2020年8月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値743円に対して61.51%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、過去に行われた非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（2018年以降に公表された非公開化案件の平均プレミアム率は37%）と比較しても低廉とは言えず、相応なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置が十分に取られていると考えられること等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。以上のような検討の結果、2021年2月5日開催の取締役会において、対象者の取締役（監査等委員を含む）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会において、対象者の取締役（監査等委員を含む）の全員一致により、対象者は本新株予約権価格の妥当性について検討を行っておらず、本新株予約権については、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株

予約権価格は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様の判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

なお、上記取締役会の決議の詳細については、下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む)全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後は、ユニゾン及びCHCPの有するノウハウやネットワークを活用し、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の施策を中心に対象者の企業価値向上のための施策を推進していく予定です。

本公開買付け成立後の対象者の役員体制につきましては、公開買付者が新たに指名する役員からなる新体制を構築し、経営体制の更なる強化・充実を図っていくことを想定しておりますが、現経営陣の今後の処遇を含め現時点において決定している事項はなく、今後対象者と協議の上、決定する予定です。また、本公開買付け成立後の対象者の従業員の雇用に関しては、原則として引き続き同水準の処遇にて雇用を継続することを予定しておりますが、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービスを担うに相応しい高い倫理意識を維持及び醸成しながら、医療の質の向上と顧客(患者)の更なる安心及び満足を実現すべく、対象者従業員に対する適切な処遇及び教育プログラムの更なる充実を対象者と協議の上、図っていく予定です。なお、公開買付者は、本取引の終了後速やかに、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併を行う予定ですが、公開買付者を存続会社とする場合における、対象者の事業を運営するために必要な各種許認可等に関する手続き等を精査中であることから、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(3)本公開買付けに関する重要な合意

応募契約

該当事項はありません。

応募意向の確認

該当事項はありません。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、対象者を完全子会社化することを企図しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条第1項及び第2項の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対してその所有する対象者株式(以下「売渡株式」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対してその所有する本新株予約権(以下「売渡新株予約権」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。)する予定です。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、一方、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続きに従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からは売渡株式の全部を、売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全部を取得いたします。この場合、売渡株主が所有していた対象者株式及び売渡新株予約権者が所有していた本新株予約権の対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権価格と同額の金銭をそれぞれ交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、()対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請いたします。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。この方法による1株当たりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することとなります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続きを実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

上記及びの各手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(対象者を除きます。)に対しては最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合に当該対象者の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権に係る新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、2021年6月を目処に開催される予定です。その具体的な手続き及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付者が対象者の役員である公開買付け、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること等を考慮して、公開買付者及び対象者は、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得

() 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に関する対象者の意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券及びブルータスに対象者株式の株式価値の算定を依頼するとともに、ブルータスに対しては、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求めたとのことです。

なお、SMBC日興証券及びブルータスは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、SMBC日興証券は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、公開買付者に対して融資を行う予定の株式会社三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リース株式会社と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員であるものの、対象者は、SMBC日興証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMBC日興証券における対象者株式の株式価値算定を実施する部署とその他の部署及び株式会社三井住友銀行並びに三井住友ファイナンス&リース株式会社との間で所定の情報遮断実施が講じられていること、対象者とSMBC日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、SMBC日興証券は公開買付者の関連当事者へは該当せず、対象者がSMBC日興証券に対して対象者株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、SMBC日興証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任したとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、SMBC日興証券の独立性及び専門性に問題がないことから対象者の第三者算定機関として承認しております。なお、本取引に係るSMBC日興証券の報酬には、本公開買付けの開始及び本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、第4回の特別委員会において、ブルータスの独立性及び専門性に問題がないことから対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。なお、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者は、SMBC日興証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2021年2月4日付で本株式価値算定書（SMBC日興証券）を取得したとのことです。なお、対象者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。SMBC日興証券は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価する事が適切であるとの考えに基づき、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して、対象者株式の価値算定を行ったとのことです。

S M B C日興証券が上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

市場株価法：743円～837円
D C F法：642円～1,241円

市場株価法では、本公開買付け実施の公表日の前営業日である2021年2月4日を算定基準日として、対象者株式の過去1ヶ月間の終値単純平均値837円、過去3ヶ月間の終値単純平均値823円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値743円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を743円から837円までと算定したとのことです。

D C F法では、対象者が作成した2021年12月期から2025年12月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2021年12月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を642円から1,241円までと算定したとのことです。S M B C日興証券がD C F法による算定に用いた対象者作成の事業計画においては、対前年度対比において大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

(注) S M B C日興証券は、本株式価値算定書(S M B C日興証券)の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。また、対象者の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておらず、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。更に、対象者に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。S M B C日興証券が、本株式価値算定書(S M B C日興証券)で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適切な手続きに従って作成されたことを前提としているとのことです。また、本株式価値算定書(S M B C日興証券)において、S M B C日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が対象者の依頼により、対象者取締役会が本公開買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として対象者に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2021年2月4日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

また、対象者は、ブルータスに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2021年2月4日付で本株式価値算定書(ブルータス)を取得するとともに、同日付で、ブルータスより本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得したとのことです。

ブルータスは、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価する事が適切であるとの考えに基づき、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにD C F法を採用して、対象者株式の価値算定を行ったとのことです。

ブルータスが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

市場株価法：743円～837円
DCF法：863円～1,287円

市場株価法では、本公開買付け実施の公表日の前営業日である2021年2月4日を算定基準日として、対象者株式の基準日の終値830円、過去1ヶ月間の終値単純平均値837円、過去3ヶ月間の終値単純平均値823円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値743円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を743円から837円までと算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2021年12月期から2025年12月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2021年12月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を863円から1,287円までと算定したとのことです。ブルータスがDCF法による算定に用いた対象者作成の事業計画においては、対前年度対比において大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

() フェアネス・オピニオンの取得

対象者は、2021年2月4日付で、ブルータスより本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得したとのことです(注)。本フェアネス・オピニオンは、対象者が作成した財務予測に基づく対象者株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付け価格が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであるとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、ブルータスが、対象者から、事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続きを経て発行されているとのことです。

(注) ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、対象者から提供され又は対象者と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、対象者株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っていないとのことです。

また、ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、対象者はこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないとのことです。また、ブルータスは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での対象者の信用力についての評価も行っていないとのことです。

ブルータスが本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた対象者の事業計画その他の資料は、対象者の経営陣により現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析もしくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータスが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンの内容に影響を受けることがあります。ブルータスは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負っていないとのことです。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本公開買付けの実行の是非及び本公開買付けに関する応募その他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではないとのことです。

また、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格に関する対象者取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできないとのことです。

なお、本新株予約権価格に関しては、対象者は第三者算定機関から算定書及びその公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

また、本新株予約権は、譲渡による新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、2021年2月5日開催の対象者取締役会において、本新株予約権者が、その所有する新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に譲渡することについて、本公開買付けの成立等を条件として承認することを決議したとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、北浜法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、北浜法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから対象者のリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

対象者取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2020年12月3日開催の対象者取締役会において、対象者及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、税理士として長年の経験と実績、財務的見地に関して豊富な経験と知識を有し、対象者の社外取締役監査等委員兼独立役員である前野博氏（税理士、前野博税理士事務所）、弁護士として企業法務に携わり、豊富な経験や専門的知識等を有する三村雅一氏（弁護士、S & W国際法律事務所）及び税理士として財務的見地に関して豊富な経験や専門的知識等を有する平野雄一氏（税理士、東京共同会計事務所）を選任したとのことです。対象者は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、互選により本特別委員会の委員長として前野博氏を選定したとのことです。）を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重した意思決定を行い、本特別委員会が、本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引に賛同しないこととすることを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本取引の条件（公開買付価格を含む）の妥当性、(c)本取引に至る交渉過程等の手続きの公正性及び(d)(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益でないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを囑託したとのことです。また、併せて、対象者は、本特別委員会に対し、(ア)対象者の外部アドバイザーを指名・承認する権限、(イ)対象者の役職員に対して諮問事項の検討に必要な情報について説明・提供を求める権限及び(ウ)本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する権限を付与することを上記取締役会にて決議したとのことです。

本特別委員会は、2020年12月16日から2021年2月4日までの間に合計9回、合計約10時間にわたって開催され、会日間においても頻繁に電子メールや電話等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項についての協議及び検討が行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず第1回の特別委員会において、対象者が選任した第三者算定機関であるSMB C日興証券及びリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。その後、第4回目の特別委員会において、対象者が選任した第三者算定機関であるプルータスについても、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。また、公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの交渉過程への関与方針として、直接の交渉は対象者の社内者やアドバイザーが対象者の窓口として行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することを確認したとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から、対象者の沿革、事業内容及び業績推移、現在の経営課題、本取引によって見込まれる対象者の事業への影響の内容、本取引に替わる施策の可能性を含めての本取引を前提としない場合の企業継続に関する見通し、並びに対象者の事業計画の作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行った上で、当該事業計画の合理性について確認したとのことです。また、公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本取引の目的等に関する質問状を事前に送付した上で、公開買付者、ユニゾン及びCHCPから、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、対象者の第三者算定機関であるSMB C日興証券及びブルータスから、対象者株式の株式価値の算定（ブルータスについては本フェアネス・オピニオンの内容を含む。）に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、当該事業計画及び当該算定結果の合理性について検討したとのことです。また、対象者のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続き面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けたとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者、ユニゾン及びCHCPから本公開買付価格を1,200円、本新株予約権価格を1円とする旨の提案を受けるに至るまで、公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に複数回意見表明や助言を行う等して、公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの交渉過程に関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年2月4日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）

以下の点より、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的の合理性が認められるとのことです。

- ・上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、対象者の従業員が働きやすく、そのスキルアップを支援するための環境の整備、精神科領域における医療サービスの拡充、対象者とCHCPグループ及び一般訪問看護事業者の連携による訪問看護プラットフォームの構築等を通じた対象者の経営課題の解決や更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものとする。
- ・対象者が本取引の実行により上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のシナジーについては、公開買付者、ユニゾン及びCHCPがこれまでに個別の地域における医療機関や調剤薬局等に対する経営支援を通じて培ったノウハウを、全国展開する対象者の事業にどのように効果的に適用するかという課題はあるものの、対象者と公開買付者、ユニゾン及びCHCPとが互いに連携し、地域ごとの特性も踏まえながら、一つの地域から始めた取組みを全国に広げていくことで実現可能であると考えることは、一定の合理性が認められる。
- ・公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、後期高齢者や精神疾患患者の増加という社会的課題を背景に、「地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献する」という対象者の経営理念に深く共感しており、対象者と公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有している。また、かかる取組みを実行するための体制については、機動的な意思決定を可能とするガバナンス体制を構築するとしながらも、高い倫理意識を維持及び醸成しながら、医療の質の向上と顧客（患者）の更なる安心及び満足を実現すべく、対象者従業員に対する適切な処遇及び教育プログラムの更なる充実を図っていくことを基本方針としており、両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会は、対象者の事業が医療サービスの提供という公共的な側面を強く有していることから、非上場化によるガバナンスの低下が対象者の事業に悪影響を及ぼすことを懸念するところであったが、上記のとおり、公開買付者、ユニゾン及びCHCPにおいても従業員の倫理意識の維持/醸成を重要と考えていることからすれば、対象者のガバナンスに関連し、対象者の事業に悪影響を及ぼすおそれが具体的にあるとまではいえない。これらを踏まえると、本取引によって、公開買付者、ユニゾン及びCHCPグループの一員となる対象者の中長期的な企業価値向上に資することができるとの対象者の判断及びその意思決定過程について、一定の合理性が認められるといえる。

(b) 本取引の条件（公開買付価格を含む）の妥当性

以下の点より、本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が認められるとのことです。

- ・本株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本株式価値算定書（プルータス）におけるDCF法による算定の基礎とされている事業計画は、対象者が2019年2月に策定した中期経営計画をベースに、現実的に達成可能と考えられる売上・利益等の水準への修正を行ったものであり、その作成目的、作成手続き及び内容について特に不合理な点は認められない。
- ・本株式価値算定書（SMB C日興証券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、本株式価値算定書（SMB C日興証券）の市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、当該レンジの中央値を超えた価格であることが認められる。
- ・本株式価値算定書（プルータス）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、本株式価値算定書（プルータス）の市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、当該レンジの中央値を超えた価格であることが認められる。
- ・対象者は、プルータスより、対象者が作成した財務予測に基づく対象者株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることの意見を取得していることが認められる。
- ・本公開買付価格に付されたプレミアムは、過去に行われた非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムと比較して遜色のない水準であり、相応なプレミアムが付された価格であると評価できる。

(c) 本取引に至る交渉過程等の手続きの公正性

以下の点より、本取引に至る交渉過程等の手続きには公正性が認められるとのことです。

() 特別委員会が有効に機能するための工夫

以下のとおり、本特別委員会が有効に機能するための工夫が十分に施されており、本特別委員会は有効に機能したものと認められる。

- ・本特別委員会の設置から本公開買付けの開始まで約2ヶ月の期間があり、本特別委員会は、有効に機能するために十分な時間的余裕をもって設置されたものといえる。
- ・本特別委員会の委員は、いずれも対象者並びに公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの間で特別な利害関係を有しておらず、また、委員としての報酬は固定額で定められているから、本取引との関係でも独立性が認められる。
- ・本特別委員会の委員の属性及びそれぞれの専門的な経験、知識等に照らせば、いずれの委員も特別委員として適任である。
- ・本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、公開買付者、ユニゾン及びCHCPに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨等の交渉方針について、対象者に複数回、意見表明や助言を行う等して、公開買付者、ユニゾン及びCHCPとの交渉過程に実質的に関与した。
- ・本特別委員会は、対象者の第三者算定機関であるSMB C日興証券及びプルータスから、対象者株式の株式価値の算定（プルータスについては本フェアネス・オピニオンの内容を含む。）に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、対象者の事業計画及びこれらの算定結果の合理性について検討した。また、対象者のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続き面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けた。
- ・本特別委員会には、対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、必要な情報について説明・提供を求める権限が付与されているところ、本特別委員会は、対象者の担当者である従業員らに質問する等して、本答申書の提出に必要な情報を取得した。

- () 対象者の取締役会における特別委員会の判断の取扱い
対象者取締役会における本取引に関する意思決定については、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が、本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引に賛同しないこととされている。
- () 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得並びに独立した外部専門家の専門的助言の取得
対象者は第三者算定機関であるSMBC日興証券及びブルータスから、対象者株式の株式価値の算定（ブルータスについては本フェアネス・オピニオンの内容を含む。）を取得し、算定結果の合理性について専門的助言を取得しているものと認められる。また、対象者はリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本取引の手続き面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているものと認められる。
- () 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）
対象者は、公開買付者との間で、公開買付期間中に、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定している等、間接的マーケット・チェックが実施されるものと認められる。
- () マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定について
公開買付者は、本公開買付けを開始する時点で対象者株式を所有しておらず、公開買付者と応募契約を締結した株主も存在しないことから、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定について検討すべき事情はない。
- () 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上
プレスリリース等の開示を通じて、少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図られているものと認められる。
- () 強圧性の排除
公開買付け後に行うスクイズアウト手続きについて、反対株主には価格決定請求権を確保したスキームが採用されている上、対象者の少数株主に対して支払われることになる対価は、本公開買付価格と同額の金銭となる予定であり、また、スクイズアウト手続きは本公開買付けの成立後、可能な限り速やかに実施される予定であり、強圧性が生じないように配慮されているものと評価できる。
- (d) (a)乃至(c)を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益でないか
・上記(a)のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的の合理性が認められ、上記(b)のとおり、本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が認められ、上記(c)のとおり、本取引に至る交渉過程等の手続きには公正性が認められることからすれば、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないことと認められるとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

対象者は、SMBC日興証券から取得した本株式価値算定書（SMBC日興証券）、ブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオン並びに北浜法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について、慎重に協議及び検討を行ったとのこと。その結果、対象者は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、本取引について、ユニゾン及びCHCPグループがヘルスケア領域において蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用することにより、看護師等の人材確保及びより質の高い訪問看護サービスの提供ができる人材育成に加え、CHCPグループを介した医療分野への進出による精神科領域における医療サービスの拡充、またCHCPグループが運営する病院との連携及び今後CHCPグループが参入を予定している一般訪問看護事業との連携が期待できることから、対象者の事業課題の解決や企業価値向上に資するものと考えたとのこと。また、本公開買付価格は、(a)上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」で述べたSMBC日興証券及びブルータスによるDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2021年2月4日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値830円に対し

て44.58%、同日までの過去1ヶ月間(2021年1月5日から2021年2月4日まで)の終値単純平均値837円に対して43.37%、同日までの過去3ヶ月間(2020年11月5日から2021年2月4日まで)の終値単純平均値823円に対して45.81%、同日までの過去6ヶ月間(2020年8月5日から2021年2月4日まで)の終値単純平均値743円に対して61.51%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、過去に行われた非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例(2018年以降に公表された非公開化案件)と比較しても低廉とは言えず、相応なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置が十分に取られていると考えられること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、2021年2月5日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役(監査等委員を含む)の全員一致で、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、上記取締役会において、対象者の取締役(監査等委員を含む)の全員一致により、対象者は本新株予約権価格の妥当性について検討を行っておらず、本新株予約権については、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権価格は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様への判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役は、その全員が本取引に関して利害関係を有していません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、公開買付期間中に、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていません。公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2021年2月8日(月曜日)から2021年3月23日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2021年2月8日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金1,200円
新株予約権証券	本新株予約権 1 個につき金 1 円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>() 普通株式</p> <p>ユニゾン及びCHCPは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2020年11月下旬から2021年1月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析いたしました。また、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付価格の決定日（2021年2月5日）の前営業日である2021年2月4日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（830円）並びに同年2月4日までの過去1ヶ月間（2021年1月5日から2021年2月4日まで）、過去3ヶ月間（2020年11月5日から2021年2月4日まで）、過去6ヶ月間（2020年8月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値（837円、823円、743円）の推移を参考にいたしました。更に、2017年以降に行われた非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（38%程度～63%程度）、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2021年2月5日に本公開買付価格を1,200円と決定しております。公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者との協議及び交渉を踏まえ、本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの対象者株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>なお、本公開買付価格の1,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2021年2月4日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値（830円）に対して44.58%のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（2021年1月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値837円に対して43.37%のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間（2020年11月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値823円に対して45.81%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間（2020年8月5日から2021年2月4日まで）の終値単純平均値743円に対して61.51%のプレミアムを加えた価格となります。また本公開買付価格の1,200円は、本書提出日の前営業日である2021年2月5日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値844円に対して42.18%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>() 本新株予約権</p> <p>本新株予約権は、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、本新株予約権については、権利行使時において対象者又はその関係会社の取締役もしくは執行役員の地位にある場合又は任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると対象者の取締役会が認めた場合に限り行使できることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されることから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、本新株予約権価格を1個につき、1円と決定いたしました。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者によれば、対象者は精神科に特化した訪問看護の会社として全国展開しており、在宅医療を支える訪問看護におけるリーディング・カンパニーであると考えられるため、ユニゾンは、CHCPが目指す地域医療連携に対象者の培ってきた全国におけるプレゼンスと質の高いサービスを組み合わせることで、地域における質の高い医療を全国に展開できるのではないかと2020年1月から仮説を持っておりました。</p> <p>ユニゾンは、当該仮説に基づき、対象者の事業を更に分析検討している中、2020年8月中旬に金融機関を通じて対象者との面談の機会を得ることができ、ユニゾン及びCHCPグループの紹介や対象者の事業に関するディスカッションを行いました。ユニゾンは、当該面談を通じて、対象者においても、成長のための提携候補先を模索していたことを認識し、ユニゾン及びCHCPのヘルスケア分野の取組み事例の紹介、また対象者の事業内容や事業戦略の理解を深め、CHCPグループとの事業面の連携の可能性等を協議し、相互の理解を深めました。</p> <p>ユニゾン及びCHCPは検討を進める中で、2020年10月中旬に、ユニゾン及びCHCPがヘルスケア領域において蓄積してきたノウハウや人材ネットワークを活用した支援の提供及びCHCPグループのヘルスケアプラットフォームとのシナジーの追求を通じて対象者の精神科領域における更なる医療サービスの拡充を推進していくことが可能であるとの考えに至りました。具体的には、CHCPグループによる急性期病院、後方病院、薬局への支援に加え、訪問看護という在宅医療をグループに迎えることで、地域における最適かつ効率的な治療提供体制を構築できると考えております。</p> <p>その後、2020年10月下旬に、ユニゾンは、対象者に対して、本初期的提案を行いました。本初期的提案において、ユニゾン及びCHCPは、対象者の既存戦略の強化と訪問看護プラットフォームへの進化を支援し、在宅医療を必要とする方のQOLの向上と対象者の従業員の方の働く環境の充実を共に目指すことを提案しております。</p> <p>当該提案を受け、対象者において検討を行い、2020年11月中旬に対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした具体的な検討を開始することを決定したとのことです。</p> <p>対象者からの検討開始の了承を受けたことから、ユニゾン及びCHCPは本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2020年11月下旬から2021年1月中旬まで実施するとともに、並行して対象者との間で、本取引の諸条件について協議を行いました。</p>
-------	--

その後、公開買付者、ユニゾン及びCHCPはデュー・ディリジェンスの結果や対象者株式の東京証券取引所市場第一部における初回提案日の前営業日である2021年1月15日を算定基準日として、基準日の終値、対象者株式の過去1ヶ月間の終値単純平均値、過去3ヶ月間の終値単純平均値及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に加え、2017年以降に実施された非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（38%程度～63%程度）、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2021年1月18日に対象者に対し、本公開買付価格を920円とする旨の提案を行いました。当該提示価格は、初回提案日の前営業日である2021年1月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値816円に対して12.75%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して9.52%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値792円に対して16.16%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値704円に対して30.68%のプレミアムであり、2017年以降に実施された非公開化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（38%程度～63%程度）を下回るものの、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値704円に対して30.68%と相応のプレミアムが付与されており、一定の応募を見通せると判断したため、当該価格で提示することにいたしました。なお、当該提示価格は、対象者との間の交渉による上乗せを見込んだものではございません。かかる提案を受けて、対象者は、SMB C日興証券及びブルータスから受けた対象者株式の株式価値算定に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、2021年1月22日に、直近の対象者株式の株価動向や2021年1月下旬に業績の上方修正を予定している状況に鑑み価格水準を検討した結果、妥当な価格に達していないと考えられることから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは対象者から本公開買付価格の再検討の要請を受けました。その後、本公開買付価格の再検討を行い、2021年1月25日に対象者に対し、本公開買付価格を1,000円とする提案を行いました。2021年1月27日に対象者から、直近の対象者株式の株価動向及び非公開化を前提とした同種の公開買付けの他社事例におけるプレミアム水準等を勘案した結果、依然妥当な価格に達していないと考えられることを理由に、再度本公開買付価格の引き上げの要請を受け、2021年2月1日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,100円とする提案を行いました。しかしながら、当該価格について、依然プレミアム水準が不十分であるという理由から、同日、再度対象者から本公開買付価格の再検討の要請を受けたため、2021年2月2日、対象者に対して、本公開買付価格を1,200円とする最終提案を実施しました。その後、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年2月3日に、対象者から、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提のもと、本公開買付価格を1,200円とする旨の提案を承諾する旨の回答を受領いたしました。

更に、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、本新株予約権についても本公開買付けの応募の対象とすべく、本公開買付けにおける本新株予約権価格についても検討いたしました。本新株予約権は、上記「算定の基礎」に記載のとおり、対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、本新株予約権については、権利行使時において対象者又はその関係会社の取締役もしくは執行役員の地位にある場合又は任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると対象者の取締役会が認めた場合に限り行使できることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されることから、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年1月18日に本新株予約権価格を1個につき、1円としたい旨の提案を行いました。なお、本新株予約権価格の提案に対しては対象者から特段再検討の要請等は行われておりません。

かかる協議及び交渉を重ねた上で、公開買付者、ユニゾン及びCHCPは、2021年2月5日に本公開買付価格を1,200円及び本新株予約権価格を1円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,925,434 (株)	8,617,000 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,617,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,617,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数を記載しております。
- (注3) 単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満株式を除きます。)も本公開買付けの対象としておりません。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	129,254
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	400
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年2月8日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年2月8日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年6月30日現在)(個)(j)	128,813
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(40,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2020年11月13日に提出した第18期第3四半期報告書に記載された2020年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数(12,925,434株)に係る議決権の数(129,254個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrader.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）もご参照ください。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の応募にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。なお、オンラインサービスにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A] のいずれか1点、又は [B] のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A] 又は [B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示いただき、その場での確認とさせていただきます。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）もご参照ください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	15,510,520,800
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	130,000,000
その他(c)	17,000,000
合計(a) + (b) + (c)	15,657,520,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(12,925,434株)に本公開買付価格(1,200円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 借入期間:7年 (分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)ブリッジローン 借入期間:6ヶ月 (期日一括返済) 金利:株式会社三井住友銀行が公表する短期プライムレート 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 2,200,000 (2)タームローンB 3,300,000 (3)ブリッジローン 800,000
計(b)				6,300,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、2021年2月5日付で、株式会社三井住友銀行から6,300,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	各種物品の賃貸・延払事業、営業貸付事業等	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 借入期間:7.5年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	1,500,000
計(c)				1,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、2021年2月5日付で、三井住友ファイナンス&リース株式会社から1,500,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
CHCPホームナーシングによる普通株式の引受による出資	9,125,000
計(d)	9,125,000

(注) 公開買付者は、CHCPホームナーシングがその発行済株式の全てを所有している株式会社であり、CHCPホームナーシングは、ユニゾン5号ファンドがその発行済株式の全てを所有している株式会社です。公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、2021年2月5日付で、CHCPホームナーシングから公開買付者に対して9,125,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、CHCPホームナーシングは、ユニゾン5号組合及びUnison V ファンドから、CHCPホームナーシングに対して、それぞれ8,125,000千円及び1,000,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。ユニゾン5号組合は、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合です。ユニゾン5号組合は、無限責任組合員であるケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップであるUCGP V, L.P.のほか、有限責任組合員である日本国内の金融機関及び投資事業有限責任組合等の適格機関投資家並びに事業会社によって構成されております。ユニゾン5号組合の組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)としてユニゾン5号組合に対し金銭出資を行うことを約束しております。ユニゾン5号組合の無限責任組合員が金銭出資の履行を求める通知をユニゾン5号組合の組合員に出した場合には、各組合員は、その投資が法令等の違反になる等の一定の限定された例外的な場合を除き、それぞれの出資約束金額の割合に応じて、自らの未使用の出資約束金額の限度で、ユニゾン5号組合に対し金銭出資を行うことが契約上義務付けられております。また、一部の組合員が出資義務を履行しない場合、他の組合員は、それぞれ、ユニゾン5号組合の無限責任組合員の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らの出資約束金額の割合に応じた額をユニゾン5号組合に追加出資する義務を負っております。なお、公開買付者は、上記の契約上の義務に加えて、ユニゾン5号組合の無限責任組合員から、ユニゾン5号組合の有限責任組合員の過去の出資履行の実績及びユニゾン5号組合と同種の投資ファンドやその他の関連する投資案件への十分な投資実績等を踏まえると、ユニゾン5号組合の各有限責任組合員から上記金額の出資を行うために必要な出資を受けることが確実である旨の説明を受けており、CHCPホームナーシングがユニゾン5号組合から上記出資の金額に相当する資金の拠出を受けることは確実であると考えております。また、Unison V ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。Unison V ファンドは、ジェネラル・パートナーであるUCGP V(J), L.P.のほか、リミテッド・パートナーである日本国内の金融機関(以下「本ファンド投資家」といいます。)によって構成されております。本ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額(以下「コミットメント金額」といいます。)としてUnison V ファンドに対し金銭出資を行うことを約束しております。Unison V ファンドのジェネラル・パートナーが金銭出資の履行を求める通知を本ファンド投資家に出した場合には、各本ファンド投資家は、その投資が法令等の違反になる等の一定の限定された例外的な場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の限度で、Unison V ファンドに対し金銭出資を行うことが契約上義務付けられております。また、一部の本ファンド投資家が出資義務を履行しない場合、他の本ファンド投資家は、それぞれ、Unison V ファンドのジェネラル・パートナーの求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額の割合に応じた額をUnison V ファンドに追加出資する義務を負っております。なお、公開買付者は、上記の契約上の義務に加えて、Unison V ファンドのジェネラル・パートナーから、Unison V ファンドのリミテッド・パートナーの過去の出資履行の実績及びUnison V ファンドと同種の投資ファンドやその他の関連する投資案件への十分な投資実績等を踏まえると、Unison V ファンドのリミテッド・パートナーから上記金額の出資を行うために必要な出資を受けることが確実である旨の説明を受けており、CHCPホームナーシングがUnison V ファンドから上記出資の金額に相当する資金の拠出を受けることは確実であると考えております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

16,925,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2)【決済の開始日】

2021年3月30日(火曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。新株予約権については、「譲渡承認通知書」を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ(<https://www.nomura.co.jp/>)もご参照ください。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,617,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,617,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びウ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

2020年12月 商号を株式会社CHCP-HN、本店所在地を東京都中央区八重洲二丁目5番12号、資本金の額を25万円として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的としております。

- 1．経営上必要と認められる他の会社の株式保有及び事業への投資
- 2．前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は対象者の株式等を取得及び保有し、対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2021年2月8日現在

資本金の額	発行済株式の総数
250,000円	50,000株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、買付け等に要する資金に充当するためCHCPホームナーシングから9,125,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数は、それぞれ最大で4,562,750千円及び912,550,000株に増加することが予定されています。

【大株主】

2021年2月8日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社CHCPホームナーシング	東京都中央区八重洲二丁目5番12号	50	100.00
計	-	50	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2021年2月8日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役		国沢 勉	1976年8月26日	2013年10月	株式会社地域経済活性化支援機構 入社	
				2016年9月	ユニゾン・キャピタル株式会社 入社	
				2017年5月	株式会社地域ヘルスケア連携基盤 代表取締役(現任)	
				2017年7月	株式会社CHCPファーマシー 代表取締役(現任)	
				2018年9月	株式会社CHCPホスピタルパートナーズ 代表取締役(現任)	
				2019年2月	株式会社CHCP-PP 代表取締役(現任)	
				2020年7月	株式会社CHCP-HP 代表取締役(現任)	
				2020年12月	株式会社CHCPホームナーシング 代表取締役(現任)	
				2020年12月	公開買付者 代表取締役(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は2020年12月24日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2021年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2021年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2021年 2月 8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2021年 2月 8日現在)

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

【所有株券等の数】

(2021年 2月 8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2021年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	2020年8月	9月	10月	11月	12月	2021年1月
最高株価	644	724	790	891	921	906	870
最低株価	501	572	643	670	723	783	821

(注) 2021年2月については、2月5日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
個人以外					個人			
株主数(人)								
所有株式数 (単元)								
所有株式数の割合(%)								

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月27日近畿財務局長に提出

事業年度 第17期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月25日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません

【訂正報告書】

該当事項はありません

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社N・フィールド

(大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 2020年12月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）の公表

対象者は、2021年2月5日に対象者2020年12月期決算短信を公表しております。

当該公表に基づく対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

「2020年12月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」の概要（2021年2月5日）
損益の状況

（単位：百万円）

会計期間	2020年12月期
売上高	11,735
営業利益	769
経常利益	773
当期純利益	406

1株当たりの状況

（単位：円）

会計期間	2020年12月期
1株当たり当期純利益	31.54
1株当たり配当金	5.00